

下田市営じん芥処理場
長期包括委託業務

審査講評

令和2年2月

下田市営じん芥処理場長期包括委託
事業者選定委員会

下田市（以下「市」という。）では、現在市が運営している下田市営じん芥処理場（以下「本件施設」という。）の運転・維持管理業務について、「下田市営じん芥処理場長期包括委託業務」（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、「下田市営じん芥処理場長期包括委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置した。

選定委員会は、令和元年8月29日に第1回の委員会を開催し、令和2年1月27日に行われたプロポーザル参加者の技術提案書内容説明（プレゼンテーション・ヒアリング）を第2回の選定委員会とした。

選定委員会では、本事業の実施方針及び募集要項等を含め、優先交渉者決定基準に則り、参加者の技術提案内容について厳正かつ公平な審査を行った。

この度、この審査に基づいて事業者を選定したので、審査委員会におけるこれまでの審査の過程とあわせて報告する。

令和2年2月14日（金）

下田市営じん芥処理場
長期包括委託事業者選定委員会

委員長	土屋 徳幸
副委員長	高野 茂章
委員	平井 孝一
委員	日吉 由起美
委員	白井 達哉
委員	長谷川 忠幸

1 業務概要

(1) 業務名称

下田市営じん芥処理場長期包括委託業務

(2) 業務実施場所

下田市敷根 13 番 11 号

(3) 業務内容

ごみ焼却施設の運転及びごみ焼却施設内設備・装置の維持管理

- 1 ごみ搬入受付、ごみピットへの投入までは市の管理で行う。
- 2 焼却灰、固化灰等の灰運搬は市の管理で行う。

(4) 業務委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

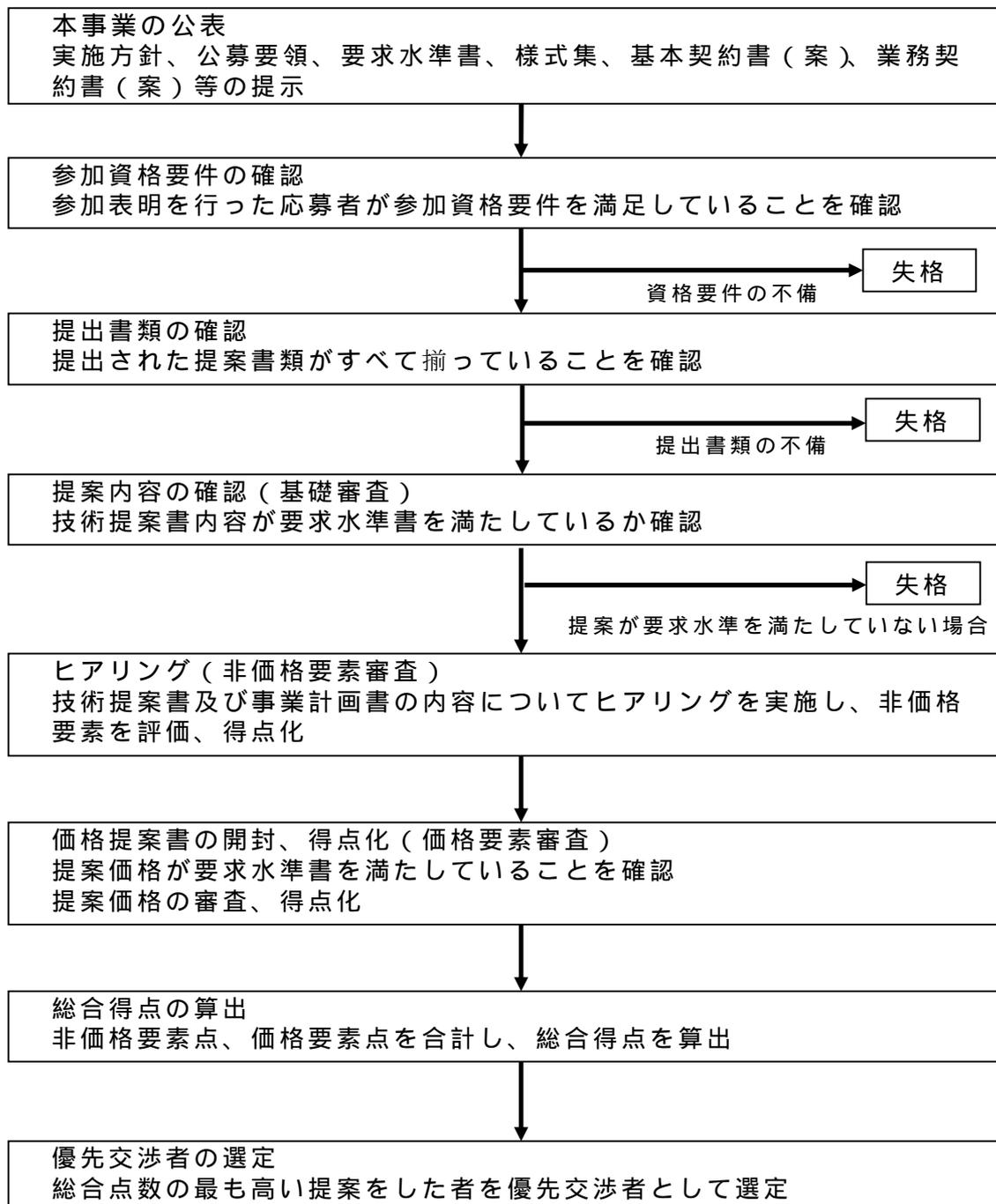
表-1 業務委託期間

項目	年度 運営管理	H30	H31 R1	R 2	3	4	5	6	7	8
		過年度	(今年度)	(部分委託)	(包括委託)	(包括委託)	(包括委託)	(包括委託)	(包括委託)	(包括委託)
		直営	直営	直営 + 民間	民間	民間	民間	民間	民間	(.....)
委託期間				委託期間						
委託形態				部分 運営 委託	包括的運営管理委託 (機器類軽微修繕含む)					
備考	直営運転員	→								
	事業者運転員			1班 (2~3人)	← 2班または3班(各社の考え) →					

2 事業者選定までの手続き

(1) 審査及び優先交渉者選定までの流れ

本事業の公表から優先交渉者の選定までの流れを以下に示す。



(2) 契約締結までのスケジュール

契約締結までのスケジュール（一部予定含む）を以下に示す。

表-2 契約締結までのスケジュール

No	内 容	時 期
	プ ロ ポ ー ザ ル の 公 表	令和元年 10 月 4 日（金）
	現 場 見 学 会 参 加 申 請 書 の 受 付	令和元年 10 月 10 日（木） ～ 令和元年 10 月 15 日（火）
	現 場 見 学 日	令和元年 10 月 21 日（月） 令和元年 10 月 23 日（水）
	質 疑 の 受 付	令和元年 10 月 23 日（水） ～ 令和元年 10 月 25 日（金）
	質 疑 に 対 す る 回 答	令和元年 10 月 29 日（火） ～ 令和元年 10 月 31 日（木）
	資 格 審 査 申 請 書 の 受 付	令和元年 11 月 7 日（木） ～ 令和元年 11 月 11 日（月）
	資 格 審 査 結 果 の 通 知	令和元年 11 月 14 日（木） ～ 令和元年 11 月 15 日（金）
	提 案 書 類 の 提 出 期 日	令和元年 10 月 21 日（月） ～ 令和 2 年 1 月 16 日（木）
	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン ・ ヒ ア リ ン グ	令和 2 年 1 月 27 日（月）
	非 価 格 要 素 ・ 価 格 要 素 審 査 、 評 価	令和 2 年 1 月 27 日（月）
	優 先 交 渉 者 の 通 知	令和 2 年 1 月 29 日（水）
	優 先 交 渉 者 と の 交 渉 期 間	令和 2 年 1 月 30 日（木）～ 令和 2 年 2 月 14 日（金）
	契 約 の 締 結	令和 2 年 2 月中

(3) 資格審査

令和元年 11 月 11 日までに提出のあった資格審査申請書類の審査を 1 次審査とし、資格要件の確認を行った結果、4 者が資格審査を通過した。

選定委員会は 4 者に対し、2 次審査として技術提案書類の提出を要請した。

(4) 提案書類審査

令和 2 年 1 月 16 日までに提出のあった参加者 4 者の技術提案書類について確認を行い、要求水準書等に規定された要件を満足するものであること、規定様式集への記入漏れがないことなどを確認した。

3 審査方法

(1) 審査の方法

予定価格を超過していない参加者の提案価格について、選定委員会において非価格要素審査、価格要素審査を行い、点数化された「非価格要素点」と「価格要素点」を合計することによって「総合評価点」を算出している。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素点} + \text{価格要素点}$$

- ³ 総合評価点は 100 点を満点とした。
- ⁴ 非価格要素点と価格要素点との比率は、60 : 40 とした。

(2) 非価格要素審査

参加者 4 者より提出された技術提案書を審査し、各提案者による運転・維持管理内容のプレゼンテーション及びヒアリングを実施して非価格要素の審査を行った。

非価格要素審査の審査項目及び配点は次のとおりとした。

表-3 非価格要素の審査項目及び配点

審査項目		配点
運営管理体制	全体組織計画について	5
	防災管理体制について	6
運転管理業務	焼却施設の運転管理	10
維持管理業務	施設機能の確保・維持全般	5
	調達計画に関わる管理	4
	点検・検査に関わる管理	4
	延命化計画の方針、対応等	6
環境管理業務に関わる方針、対応等		5
情報管理業務に関わる考え方、対応等		3
事業収支計画に関わる事項、効率性等		3
リスク管理計画に関わる考え方、対応等		4
地元貢献計画として雇用、還元、配慮等		5
計		60

点数化法については、各評価項目に対して、「A評価」から「E評価」までの5段階評価を行い、その評価点を各評価項目の配点に乗じて、非価格要素点を算出した。(点数は、少数点以下第2位を四捨五入した値。)

評価点の配点は次のとおりとした。

表-4 点数化の5段階評価

評価	評価内容	配点
A評価	提案内容に十分な創意工夫が見られ、大きな効果が期待できる内容	100%
B評価	提案内容に工夫があり、効果が期待できる内容	75%
C評価	一般的な提案内容であり、平均的効果は期待できる内容	50%
D評価	一般的提案内容であり、提案効果があまり期待できない内容	25%
E評価	全体の整合性が無く、提案効果に期待が持てない内容	0%

5. 各審査項目の評価点は、各委員の評価を集計し、平均値を採用した。

(3) 価格要素審査

価格要素の審査は、価格提案書に記載された価格について、以下の算式に基づき価格要素点を算出した。

<p>・入札最低価格 予定価格の場合 (入札最低価格 / 予定価格) を基準額とする。 価格要素点 = 40点 × (基準額 / 入札価格) 基準額・・・入札最低価格を予定価格で除した率を予定価格に乗じて得た価格</p>
--

6. 提案価格が予定価格を上回る場合は失格とした。

(4) 優先交渉権者の選定

非価格要素点と価格要素点の合計を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案者を優先交渉者として選定した。

4 総合評価結果

提出された技術提案書、プレゼンテーション（質疑・回答含む）、提案価格等により行った審査結果を以下に示す。

（１）非価格要素審査結果

非価格要素の審査結果は、表-5 に示すとおりとなった。

表-5 非価格要素審査結果

審査項目		配点	参加者番号			
			1	2	3	4
運営管理体制	全体組織計画について	5	3.1	3.8	4.0	2.1
	防災管理体制について	6	3.8	4.0	4.5	3.0
運転管理業務	焼却施設の運転管理	10	5.0	7.5	7.9	4.6
維持管理業務	施設機能の確保・維持全般	5	3.4	3.6	4.0	2.5
	調達計画に関わる管理	4	2.7	2.5	3.2	2.3
	点検・検査に関わる管理	4	2.5	3.0	3.0	2.3
	延命化計画の方針、対応等	6	3.5	5.0	5.0	3.0
環境管理業務に関わる方針、対応等		5	2.9	3.6	3.8	3.2
情報管理業務に関わる考え方、対応等		3	1.8	2.2	2.3	1.9
事業収支計画に関わる事項、効率性等		3	1.6	2.0	2.3	1.5
リスク管理計画に関わる考え方、対応等		4	2.3	2.8	3.3	1.8
地元貢献計画として雇用、還元、配慮等		5	3.4	3.8	4.4	2.9
計		60	36.0	43.8	47.7	31.1

（２）価格要素審査

価格要素の審査結果は、表-6 に示すとおりとなった。

表-6 価格要素審査結果

（金額単位：千円）

	参加者番号			
	1	2	3	4
予定価格	880,000			
提案価格	700,000	664,000	670,000	760,000
最低価格	664,000			
基準額	664,000			
価格点	37.9	40.0	39.6	34.9

(3) 総合評価

非価格要素点と価格要素点の合計値を総合評価点とし、算定した結果は表-7に示すとおりとなった。

表-7 総合評価結果

審査項目	配点	参加者			
		1	2	3	4
非価格要素点	60	36.0	43.8	47.7	31.1
価格要素点	40	37.9	40.0	39.6	34.9
合計	100	73.9	83.8	87.7	66.0
順位	-	3	2	1	4

総合評価の結果、順位1位は、「参加番号3・三機化工建設株式会社」、次点者は、「参加者番号2・株式会社日本管財環境サービス」となった。

5 優先交渉権者の選定

総合評価により、三機化工建設株式会社を優先交渉者と選定した。

6 総評

本事業は、現在市の直営で行っている下田市営じん芥処理場、ごみ焼却施設の運転・維持管理業務を、令和2年度から令和7年度までの6年間の長期にわたり民間委託する事業である。(令和2年度は部分委託、令和3年度から令和7年度は包括委託としている。)

民間事業者の知見を最大限活用することにより、廃棄物処理にかかる維持管理費の低減、経済性の向上に加え、処理設備の高度化への対応などを目的に公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行った。

最終的に4者が技術提案書を提示し、選定委員会での審査を行った。

提出された技術提案書内容は、本件施設の運営状況を十分理解した上で、独自運営ノウハウや工夫を凝らした技術的知見が盛り込まれており、市が定めた要求水準を満足する内容であった。

技術提案書の作成・提出に際しては、多岐にわたる内容に対して多大な労力を費やされたと思われる。

本選定委員会では、優先交渉者決定基準に則り、厳正かつ公平に審査を行った結果、三機化工建設株式会社を優先交渉権者として選定した。

今後、契約に向けた交渉がスムーズに行われることを期待する。